

第1回教育委員会所管社会教育施設指定管理者選定委員会 会議録

1. 日時 : 令和5年7月26日(水) 10:00~11:05
2. 場所 : 岩手県公会堂 15号室
3. 出席者: 岩 舘 智 子 委員
遠 藤 加奈子 委員
大 橋 清 司 委員
平 留美子 委員
林 謙 志 委員

事務局

総括課長	小 澤 則 幸
主幹兼生涯学習担当課長	菊 池 剛
主査	猿ヶ澤 茂 樹
主査	村 松 純 子
社会教育主事	浅 沼 公 紀
岩手県立図書館	
副館長	菊 地 幸 男
主任主査	佐 藤 奈津子

4. 議事

【基本方針について事務局から説明】

委員

県職員と指定管理者職員の人数割合は。

事務局

県職員9名、指定管理者職員44名 合計53名 (R5年度4月現在)

委員

指定管理者として指定する期間中に特別な理由が生じた場合は指定を取り消すことがあるとされているが、そのような事例はあるのか。

事務局

教育委員会では今まではない。

委員

書類審査は生涯学習文化財課で実施するものか。

事務局

申請者が3団体を超えた場合は、第1次審査として書類審査をしていただく。

申請者が3団体以下である場合は、資格審査のみを生涯学習文化財課で行い、書類審査と面接審査を同日に行う予定としている。

委員

アイーナ全体の指定管理者はどこか。

事務局

指定管理者グループを作り、管理している。(株式会社 NTT ファシリティーズ、株式会社めんこいエンタープライズ、鹿島建物総合管理株式会社、一般社団法人岩手県ビルメンテナンス協会、岩手県ビル管理事業協同組合)

委員

前回は何社から応募があったのか。

事務局

前は1社。

委員

以前は指定管理の期間が3年であったが5年になったことでのメリット・デメリットはあるか。

事務局

5年になってのメリットは、ノウハウが蓄積されたこと。

勤務する職員の安定雇用にもつながる。

デメリットは特になし。

【募集要項について事務局から説明】

委員

募集要項の物価変動の額が大きくなってきている。委託費の上限額が決まっているが、今後の物価変動によるリスクに関する対応はどうなるか。

事務局

法改正等に伴い対応が必要な場合を除き、原則指定管理者負担としている。

他の指定管理施設の場合は、光熱費等の精算を伴う経費については物価高騰等の影響額について措置する場合もあるが、県立図書館については、施設管理はアイーナの指定管理者が行っている。

事務局

教育委員会所管の他の施設で施設管理を行っている例もあるが、光熱水費等については協議の上、影響額を措置している。

委員

上限額には人件費は含まれるか。物価高騰により人件費が高騰した場合の対応はどうなるか。

事務局

人件費も含まれる。法令等の改正による対応が必要な場合には人件費を協議のうえ変更する場合も

あるが、基本は上限額の範囲内で対応していただく。

委員

人件費の変更について協議をする場合があることを要項でよめるのか。

事務局

仕様書の「24 その他」「(2) 協議事項」に記載している。

委員

水準書のP3、8-2「県内図書館等との相互協力・連携」が県のみになっているのはなぜか。

事務局

県内図書館との窓口は県、実際の対応は指定管理者にも対応いただく。

委員

指定管理者も実際に対応するのに、「相互協力・連携」に指定管理者が入らないのはなぜか。

委員長

(指定管理者も) 窓口になれると受け取られないようにという趣旨か。

事務局

県立図書館の役割として、県内図書館の支援は大きな責務として県が行うべきもの。指定管理者に任せるものではないと考える。具体の対応については、8-4のとおり指定管理者にも協力いただくよう整理している。

委員

責任と権限の所在をはっきりさせた、ということで納得した。

委員

指定管理している職員44名の中で司書資格所有者は何人いるか。

事務局

44名の中で33名が司書資格所有者。

委員

今までのトラブル(苦情)は、どのようなものがあるか。

事務局

館内では飲食禁止としており、その関連のものなどがある。
苦情については県と指定管理者と連携して対応している。

委員

参考までにお聞きするが、市町村の図書館では苦情等はないか。

委員

貸し出しのことについて苦情があったことがある。

委員

募集要項に記載している備品について、その定義は。

事務局

県の備品については3万円以上のもの。

委員

3万円以上のものは県が準備すると考えてよろしいか。

事務局

消耗品についても県が準備するものもある。

委員

ここに記載されている備品等の定義があいまい。募集要項は新規応募者も見ることから、記載は具体的なほうが分かりやすい。

事務局

具体的に記載し、だれが見ても分かる表記にできないか検討する。

委員

水準書の3-3 図書館資料の選定は指定管理者の意見は汲み取れるようになっているか。

事務局

最終的な選定は県が判断している。利用者の要望や、指定管理者からの情報提供も加味して判断している。

委員

利用者アンケートを、1か月間以上と期間を定めているのはなぜか。何人以上という設定はないか。昨年度のアンケート回答人数は。

事務局

十分な期間を確保する観点から1か月としている。人数の設定はしていない。

委員

アンケート回答者数は、手持ち資料では、昨年度の回答者は、429人。

委員長

1日の平均来館者数はどの程度か。

事務局

600～800人（平日）1000～1500人（休日・高校生のテスト期間）。

委員長

利用者に対して回答者が少ない印象である。アンケートの内容について、答えやすいように検討も必要かと思う。

事務局

次回の選定委員会は9月中旬に書類審査を、第3回選定委員会は9月下旬に面接審査を予定している。

なお、書類審査については、3団体を超える申請があった場合に実施したいと考えている。

事務局の方で申請書の形式的な要件確認を行い、審査上の留意点があった場合は整理したうえで、委員の皆様へ送付する。

具体的な日程については、別途調整させていただく。

以上